

## 川越市シンボルマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的として使用する場合を除き、何人もシンボルマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 川越市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用しておそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてシンボルマークを使用する場合は、シンボルマーク使用申請書（様式第1号）又は埼玉県市町村電子申請・届出サービスにより、必要な書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用について承認をする。

3 市長は、第1項の申請を行った者に対し、承認をしたときはシンボルマーク使用（変更）承認書（様式第2号）を、承認をしなかったときはシンボルマーク使用（変更）不承認書（様式第3号）を交付するものとする。この場合において、埼玉県市町村電子申請・届出サービスにより申請されたものについては、埼玉県市町村電子申請・届出サービスにより申請を行った者に通知するものとする。

4 第1項の承認を受けることができるのは、次の者に限る。

- (1) 川越市内に住所を有する者

- (2) 川越市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 川越市内に存する学校に在学する者
- (4) 川越市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号のほか、特に市長が承認する者

(使用上の遵守事項)

第4条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、川越市シンボルマーク使用ガイドラインに定めたものとする。
- (2) 定められた形及び色を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) シンボルマークの使用に当たり、別記の表記（「使用例」参照）を付すこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 シンボルマークの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると市長が認めたときは、その写真をもって代えることができる。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 営利を目的として使用する場合、決算期ごとにシンボルマーク使用商品等販売状況報告書（様式第4号）又は埼玉県市町村電子申請・届出サービスにより、市長にその状況を報告すること。

(承認内容の変更)

第5条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、シンボルマーク使用変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認、不承認は、シンボルマーク使用（変更）承認書（様式第2号）、シンボルマーク使用（変更）不承認書（様式第3号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条の事項を遵守しなければならない。

ない。

(権利設定の禁止)

第6条 シンボルマークを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 シンボルマークの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第8条 シンボルマークを使用している者が、第4条第1項に規定する事項を遵守しなかったとき、又は違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、シンボルマークを使用している者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 シンボルマークの使用承認を受けた者が、第4条第1項並びに第2項に規定する事項を遵守しなかったとき、又は違反したときは、市長はシンボルマーク使用承認取消通知書(様式第6号)を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前項の場合において、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別記 使用例



川越市シンボルマーク

様式第1号（第3条関係）

## シンボルマーク使用申請書

年 月 日

（提出先）

川越市長

申請者 名 称

所 在 地 川越市

代表者名

担当者名

電話番号

下記のとおり、シンボルマークを使用したいので申請します。

### 記

1 使用対象物件（使用するシンボルマークの形と色）

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間等

\_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_年 月 日 まで

決算月 \_\_\_\_\_月

※ 決算月の翌月10日までに、様式第4号「シンボルマーク使用商品等販売状況報告書」を提出してください。

4 添付書類

企画書 ・ 図面 ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）

様式第2号（第3条、第5条関係）

## シンボルマーク使用（変更）承認書

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付で申請のありましたシンボルマークの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

### 記

#### 1 承認の条件

- （1）シンボルマーク使用（変更）申請書の内容どおりに使用すること。
- （2）川越市シンボルマーク使用規程を遵守すること。

#### 2 承認番号

第 号
-----

様式第3号（第3条、第5条関係）

## シンボルマーク使用（変更）不承認書

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申請のありましたシンボルマークの使用（変更）については、下記の理由により不承認といたします。

記

### 1 不承認理由

様式第4号（第4条関係）

## シンボルマーク使用商品等販売状況報告書

年 月 日

（提出先）

川越市長

（使用者）

所在地 川越市

名称及び  
代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

承認番号第 \_\_\_\_\_ 号に係る販売状況等について、次のとおり報告します。

1 使用方法

商品  パッケージ  その他（ \_\_\_\_\_ ）

2 商品の品種・種類

\_\_\_\_\_

3 商品名

\_\_\_\_\_

4 販売（使用）期間

年 月 日 から 年 月 日まで

5 販売総額等

単 価 \_\_\_\_\_ 円

販売数量 \_\_\_\_\_

販売総額 \_\_\_\_\_ 円

6 販路

百貨店  スーパー  コンビニ

専門店・量販店  その他（ \_\_\_\_\_ ）

7 連絡先

（担当者名） \_\_\_\_\_ （電話番号） \_\_\_\_\_

※ 決算月の翌月 10 日までに提出してください。



様式第 5 号（第 5 条関係）

## シンボルマーク使用変更申請書

年 月 日

（提出先）

川越市長

申請者 名 称  
所 在 地  
代表者名  
担当者名  
電話番号

承認番号第 号の内容について、下記のとおり変更したいので、  
申請します。

記

（変更内容）

変更前

変更後

様式第 6 号（第 8 条関係）

## シンボルマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで承認した、承認番号第 号に係るシンボル  
マークの使用については、下記の理由により使用承認を取り消しいた  
します。

記

### 1 取消理由